

新型コロナウイルス感染症に係る保険税・料の減免についてお知らせします

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が減収等をしているとき、下記の保険税・料の減免制度を実施しています。

減免を受けるためには、担当課へ申請が必要です（複数にわたる方もそれぞれ申請が必要です）。

申請要件や減免内容について各制度異なる部分もありますので、下記をご確認の上、詳細については各担当課までお問い合わせください。

各申請ともに、

●減免対象期間 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるもの

●申請期限 令和3年3月31日まで（期限厳守）

※申請期限を過ぎた場合は、要件に該当しても減免を受けられませんのでご注意ください。

■国民健康保険税における減免概要

【担当課】税務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

▶対象となる方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が収入減少し、下記の3要件いずれも該当する方
 - ア. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、平成31年1月から令和元年12月まで（以下、令和元年中と表記）と令和2年中に比べて10分の3以上減収していること（保険金や損害賠償金等を含む）
 - イ. 令和元年中の所得の合計額1000万円以下であること
 - ウ. 収入減少した種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること
- ※ただし、令和元年中の所得が0円の場合は減免非該当

▶必要書類等

①減免申請書 ②還付先振込口座依頼書

(1) の方の添付書類

医師の診断等（写）

(2) の方の添付書類

・令和2年分収入（減収）計算書

・令和元年中・令和2年中の収入のわかるもの（確定申告書・通帳・源泉徴収票・金銭出納帳などの写し）

※その他状況や要件によって必要書類が異なります。詳しくは、税務課または市ホームページ、当初納税通知書同封のリーフレット（各庁舎総合窓口課（室）にも備えてあります）をご確認ください。

▶申請方法

申請書等は、税務課（麻生庁舎）、国保年金課（玉造庁舎）または各庁舎総合窓口課（室）、市ホームページから取得いただき、必要書類を添付の上、税務課へ郵送または持参にてご提出ください（介護・後期保険料の減免申請もある場合には国保年金課で預かりも可）。

▶減免額と承認の可否について

申請受付完了後に基準の計算式により、減免額を算出します。申請の翌月中旬に通知する通知書にて保険税等のご確認をお願いします。不承認の場合にも通知を送付します。

■介護保険料における減免概要

【担当課】 介護福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

▶対象となる方

65歳以上の第1号被保険者で、

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が減少し、下記の2要件いずれも該当する方
 - ア. 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元年中の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - イ. 減少した事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること
- ※ただし、令和元年中の所得が0円の場合は減免非該当

▶必要書類等

①介護保険料減免・徴収猶予申請書 ②理由書 ③同意書 ④還付先振込口座依頼書

(1) の方の添付書類

医師の診断等（写）

(2) の方の添付書類

令和元年中・令和2年中の収入のわかるもの（確定申告書・通帳・源泉徴収票・金銭出納帳などの写し）

▶申請方法

申請書等は、介護福祉課（玉造庁舎）または麻生・北浦庁舎総合窓口室または市ホームページから取得いただき、必要書類を添付の上、介護福祉課へ郵送または持参にてご提出ください。

▶減免額と承認の可否について

申請受付完了後に基準の計算式により、減免額を算出します。減免額の算出後、すみやかに通知します。通知書にて保険料等のご確認をお願いします。不承認の場合にも通知を送付します。

■後期高齢者医療保険料における減免概要

【担当課】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

▶対象となる方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（以下 世帯主と表記）が、死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入が減少し、下記の3要件いずれも該当する方
 - ア. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、令和元年中と令和2年中に比べて10分の3以上減収していること（保険金や損害賠償金等を含む）
 - イ. 令和元年中の所得の合計額1000万円以下であること
 - ウ. 収入減少した種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること
- ※ただし、令和元年中の所得が0円の場合は減免非該当

▶必要書類等

①減免申請書 ②還付先振込口座依頼書

(1) の方の添付書類

世帯主の被害に関する申立書、医師の診断等（写）

(2) の方の添付書類

・収入（無収入）申告書

・令和元年中・令和2年中の収入のわかるもの（確定申告書・通帳・源泉徴収票・金銭出納帳などの写し）

※その他状況や要件によって必要書類が異なります。詳しくは、国保年金課または市ホームページをご確認ください。

▶申請方法

申請書等は、国保年金課（玉造庁舎）または麻生・北浦庁舎総合窓口室または市ホームページから取得いただき、必要書類を添付の上、介護福祉課へ郵送または持参にてご提出ください。

▶減免額と承認の可否について

申請受付完了後に基準の計算式により、減免額を算出します。減免の承認の可否は茨城県後期高齢者医療広域連合から送付されます。承認となった場合、保険料等の記載がありますのでご確認ください。

児童扶養手当と障害基礎年金の併給調整が見直されます

【問い合わせ】 こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分（令和3年5月支払い）から、手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法の見直しがあります。

■見直しの内容

【手当額の算出方法】

これまで、障害基礎年金を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

なお、障害基礎年金等以外の公的年金等（遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している人は、改正後も変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

【支給制限に関する所得の算定方法】

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など）が含まれます。

■手当を受給するための手続き

すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。それ以外の方は、児童扶養手当を受給するための申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても事前申請は可能です。

■支給開始月

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

※令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

国保年金課からのお知らせ

国保税の納め忘れはないですか？「口座振替」を推進しています

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

国民健康保険税を納めないでいると、通常の保険証の代わりに短期被保険者証が交付されたり、特別の事情がなく1年以上未納の場合は資格証明書になったりして、医療費がいったん全額自己負担になります。

口座振替は、納付の手間を省き、納付期限を気にすることもなく、納め忘れもなくなります。楽で便利で安心です。

口座振替先の「キャッシュカード」（暗証番号がわかるもの）と、手続きする方の「身分証明書」があれば、市役所の窓口で簡単に口座振替のお手続きができます。



キャッシュカード



身分証明書

【取扱金融機関】

常陽銀行・水戸信用金庫・筑波銀行・佐原信用金庫・ゆうちょ銀行・なめがたしおさい農協

※注意:一部のキャッシュカード（IC専用カード・家族カード）は使用できない場合があります。

所得の申告は忘れずに！

国民健康保険税は、世帯ごとの所得などに応じて課税されており、国保加入者の皆さんが公平に負担するように計算しています。また、皆さんが医療を受けたときに支払う自己負担の限度額や、国民健康保険税の軽減措置の適用なども所得に応じて決められます。

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金保険料を納めましょう。

■国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

■「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◎「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象者となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の納付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

※国民年金のご相談・手続き等については市役所または年金事務所までお問い合わせください。

市有地売却のお知らせ

【問い合わせ】 財政課 管財グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

市では、次の物件を一般競争入札により売却します。

▶売却物件

【物件番号 R2-1】

所在地番：行方市繁昌字宝来 215 番地 2

登記地目：宅地

登記面積：535.33㎡

最低売却価格：3,950,000 円

※参加希望の方は案内書をご熟読ください。

▶案内書の配布期間

2月1日（月）から2月26日（金）までの土・日および祝日を除く午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

▶案内書の配布場所 財政課（麻生庁舎別棟）・北浦総合窓口室（北浦庁舎）・総合窓口課（玉造庁舎）

▶入札日 3月10日（水）

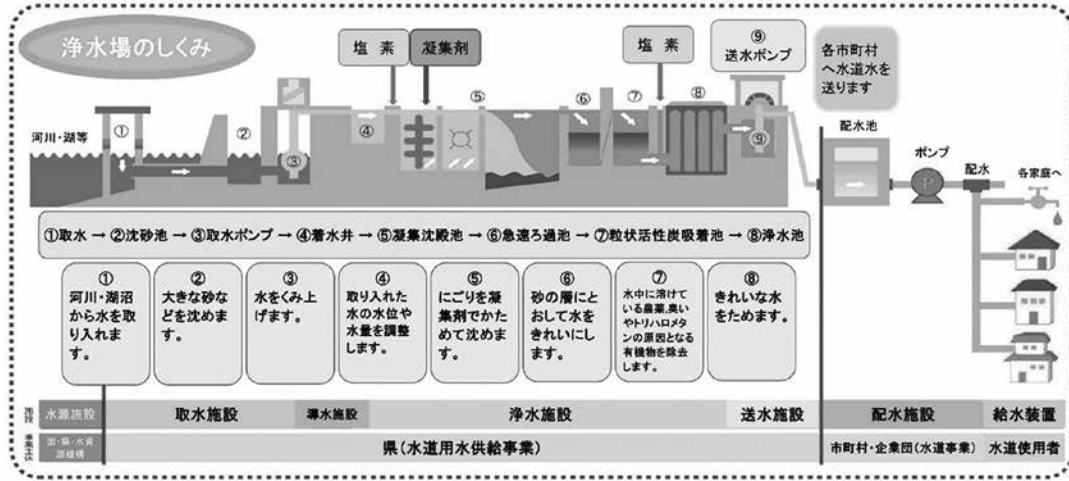
入札参加受付期間：2月8日（月）～3月5日（金）

水道水ができるまで

【問い合わせ】茨城県企業局鹿行水道事務所浄水課 ☎0299-82-1122

北浦からくみあげた水は、水をきれいにする工場である鹿行水道事務所鹿島浄水場に運ばれ、きれいで衛生的でおいしい水道水をつくるために、水を沈殿池や砂ろ過池、活性炭吸着池などの施設で処理します。

浄水場でできた水道水は、送水ポンプによって道路に埋設された送水管を通り、市の配水タンク（泉、次木、繁昌、新原）に送られます。さらに、そこから皆さんの家庭や学校、会社、工場へ送られています。鹿島浄水場では、安全で安心なおいしい水を365日年中無休で提供しています。



水道料金が令和3年3月使用分（4月請求分）から新料金体系となります

【問い合わせ】水道課（泉配水場）☎0299-55-1108

行方市水道料金改定については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活支援策として、市民や事業者の皆さんの負担軽減を図るために9カ月間見合わせておりましたが、令和3年3月使用分（4月請求分）より下記料金体系となりますのでお知らせします。

■新水道料金表(消費税込)

種別	用途	基本料金 (1カ月につき)		従量料金	
		水量	料金	1m ³ につき	
専用	一般用	使用水量	2,640円	264円	44円
	団体用	10m ³ まで			
	営業用				
	工場用	契約水量	38円/日		

■新水道加入金表(消費税込)

口径	加入金額
20mm	198,000円
25mm	277,200円
30mm	567,600円
40mm	831,600円
50mm	1,584,000円
75mm	4,276,800円
100mm	その都度市長が定める

■新メーター使用料金表(消費税込)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
1カ月につき	110円	165円	187円	297円	341円	1,782円	2,167円	2,684円

■現行料金と新料金の比較(税込)

○一般・営業用 口径20mmの場合

基本料金(10m ³ まで)		従量料金(1m ³ につき)		メーター使用料	
現行料金	新料金	現行料金	新料金	現行料金	新料金
2,200円	2,640円	220円	264円	125円	165円

※1カ月20m³使用時(口径20mmの場合)

	基本料金 (10m ³)	従量料金 (20m ³ -基本水量10m ³)	メーター 使用料	合計	増加額
現行料金	2,200円	220円×10m ³ =2,200円	125円	4,525円	920円
新料金	2,640円	264円×10m³=2,640円	165円	5,445円	

■水道に加入しましょう

水道課では、市民の方が安全で安心な生活を送ることができるよう、計画的に上水道の整備・促進に努めています。水道本管が整備されている地区でまだ加入していない方は、安心して利用できる水道に加入しましょう。



【問い合わせ】こども福祉課子育て支援グループ（玉造庁舎） ☎0299-55-0130

▶対象

市内小学校および幼稚園に通学・通園するお子さまで、保護者や家族の方が就労、病気、介護等の理由で、放課後や降園後に子どもの保育を十分にできない家庭が対象です。

▶利用申し込みについて

(1) 受付期間 2月15日（月）～2月19日（金）

(2) 受付時間および受付場所

名称	受付時間	受付場所
放課後児童クラブ	午前8時30分～午後5時15分	こども福祉課（玉造庁舎）、 麻生総合窓口室、北浦総合窓口室
降園後保育	午前8時30分～午後5時	入園する予定または入園している幼稚園

※2月19日（金）は、放課後児童クラブのみ、こども福祉課（玉造庁舎）で午後6時30分まで受け付けます。

▶必要書類等

(1) 申込用紙

(2) 保護者の就労証明書等（保護者が児童を保育することができない理由を証するもの）

※保育園等に入所申請のため、すでに就労証明書等を提出されている方は、就労証明書にその旨を記載していただく欄があります。

※就労証明書は勤務先等での証明に日数がかかる場合がありますので、早めにお手続きをお願いします。

(3) 印鑑

(1)(2)の用紙は、ホームページからダウンロードできます。また受付場所にも用意してあります。
幼稚園の朝の預かり保育および降園後保育利用料が無償化の対象になる方には、後日、申請書類を配布します。

▶利用者説明会について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年度利用者説明会については行いませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

ご不明な点は、お問い合わせください。

行方市社会体育施設の使用料金が改定されます

【問い合わせ】生涯学習課スポーツ推進室 ☎0291-35-2120

受益者負担原則の確保および社会情勢に即した適正な設定を目的とし、令和3年4月1日より行方市社会体育施設の使用料金が改定されます。詳細は、市ホームページでご確認ください。

利用者の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和3年度 募集

女性のための検診のお知らせ

完 全 予 約 制



今や、がんは治らない病気ではありません。
早期にがんが発見できれば、90%以上の方が完治するといわれています。
早期発見のキーワードは、「検診」です。
大切な命を守るために、必ずがん検診を受けてください。

※ 対象年齢に該当すれば医療保険に関係なく申込できます ※

～ 乳がんと診断された方の5年相対生存率 ～

5年相対生存率とは…

がんと診断された人のうち
5年後に生存している人の
割合。



生存率
92.3%

早期発見が
生存率上昇につながります。

出典:がん研究振興財団「がんの統計'19」

託児サービスについて「完全予約制」

ご家庭の都合が悪い場合は、次ページ★の日程で託児サービスを実施します。
但し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、中止となる場合もございます。

【時間】午後のみ

【定員】5名

【対象】0～6歳の未就園児

希望される場合、検診申込時にお申し出ください。

《不審電話にご注意ください！！》
保健センター職員を名乗り、個人情報
聞き出そうとする電話が相次いでいます。
十分にご注意ください。

市の助成を受けて検診を
受診できるのは、毎年4月
～2月末までの年1回です。

① **日程および会場** (市内の方であれば地区に関係なく申込できます。)

麻生公民館 (行方市麻生1221)	地域包括支援センター (行方市玉造甲478-1)	行方市保健センター (行方市山田3282-10)
4月 12日(月) 13日(火) 14日(水) 15日(木) 16日(金)	4月 17日(土) 19日(月)★ 20日(火) 21日(水) 22日(木) 23日(金)	4月 25日(日)★ 26日(月)★ 27日(火) 28日(水)

※ 骨粗しょう症検診は、□印のみ同時実施。

※ ★は、午後のみ託児サービス有。

② **受付時間** ※ 子宮(頸部)がん検診は**午後のみ**となります。また、受付時間の指定はできません。

- **午前の部** 10時から10時30分 **乳がん検診、骨粗しょう症検診**
- **午後の部** 12時30分から **乳がん・子宮(頸部)がん検診、骨粗しょう症検診**

③ **検診内容**

※ 年齢は、令和4年3月31日現在。

検診項目		対象者	個人負担金	市負担金	内容等
乳がん	超音波検査	30歳～59歳	1,000円	2,850円	
	乳房X線検査 (マンモグラフィ)	40歳以上	1,000円	1方向2,850円 2方向4,830円	2年に1回 40歳代は2方向の撮影 41歳は無料
子宮(頸部)がん		20歳以上	1,000円	3,620円	子宮頸部の細胞診 21歳は無料
骨粗しょう症		20・25・30・35 40・45・50・55 60・65・70歳	1,000円	1,420円	超音波法による足かかと 骨密度測定

※ 乳房にしこりなど自覚症状のある方は、**集団検診ではなく早めに医療機関を受診してください。**

④ **申込方法・お問い合わせ先**

申込期間	2月15日(月)から2月19日(金)
申込方法	お電話でお申し込みください。 0291-34-6200 (行方市保健センター) 受付時間:午前8時30分から午後5時まで

※ **申込期間を過ぎてのお申し込みはできません。**

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年より定員数を縮小しております。
各日程、**定員になり次第メ**切とさせていただきます。

※ 集団健診でご都合の悪い方は、**医療機関検診**でも受診することができます。(詳細は5月以降のホームページまたは市報にて確認いただくか、健康増進課までお問い合わせください)

※ **子宮(頸部)がん検診を初めて受ける方、乳房の豊胸手術をされた方、ペースメーカーを留置している方は、医療機関検診をおすすめします。**

市税と保険料 のお知らせ

1月の市税と保険料は…

- 国民健康保険税 第7期
- 後期高齢者医療保険料 第7期

納付期限(口座振替日)は2月1日です。

地方税共通納税システム(eLTAX)のご案内

地方税共通納税システムとは、地方税の納付を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからeLTAX(地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。)を通じて、簡単に行うことができるシステムです。なお、**事業主のみならずもご利用いただけますので、ご活用ください。**

◆ 地方税共通納税システムのメリット ◆

- ・ 全地方公共団体へ電子納税ができます。
- ・ ダイレクト納付ができます。(事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法です。代理人に依頼して納税することもできます。)
- ・ 金融機関窓口等へ行く必要がなくなります。(行方市指定の金融機関に限りません。)
- ・ 複数の地方公共団体への一括納付により納付事務の負担が軽減されます。
- ・ 手数料は無料です。

◆ 対象税目 ◆

- ・ 法人市民税
- ・ 市・県民税(特別徴収分、退職所得分)

◆ お問い合わせ先 ◆

初めて利用する場合は、事前に利用の届け出が必要となります。

詳しい内容や手続きについてはeLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

また、ご不明な点は、以下にお問い合わせください。

(eLTAXのご利用に関する問い合わせ先)

eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459 ※左記の電話番号でつながらない場合 03-5500-7010
受付時間 9時から17時(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

◆ ペイジー(Pay-easy)口座振替受付サービス ◆

このサービスは、市役所備え付けの専用端末機にキャッシュカードを通すだけで、口座振替のお申し込みができるサービスです。金融機関に出向かずに、市役所窓口で手続きができ、通帳や届出印は不要です。この機会に是非、口座振替をご検討ください。

■ ご利用可能な市税等 ■

固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料 ※すべて普通徴収分に限りません。

■ 申込手順 ■

- (1) 端末機設置窓口で、口座振替申込を希望する旨を伝える。(2) 申込者の本人確認後、指定の申込票を記入する。
- (3) 専用端末機でキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力する。(4) 申込内容を確認後、確認書に署名をする。

■ 申し込み場所、受付時間 ■

・麻生庁舎 収納対策課 ・北浦庁舎 総合窓口室 ・玉造庁舎 総合窓口課 午前8時30分～午後5時15分

■ 申し込みに必要なもの ■

・口座振替を希望する金融機関のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要です)

・本人確認ができるもの(個人番号カード、運転免許証、健康保険証等)

※古いキャッシュカード、クレジットカード、法人カード、入金専用カードなど、取扱いができないカードがあります。

※暗証番号入力を連続して間違えると、そのカードでは申し込みできなくなることがあります。

■ 利用可能な金融機関 ■

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫・ゆうちょ銀行・なめがたしおさい農協

なお、従来の金融機関における口座振替依頼書でのお申し込みも引き続き受け付けています!

※ご希望の方は、通帳・届出印・納税通知書をお持ちのうえ、金融機関窓口にて手続きをしてください。